

新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者が発生した際の 対応マニュアル（第2版）

二九精密機械工業株式会社 安全衛生委員会事務局

本マニュアルは対応状況に進捗があれば随時更新していきます。

【目次】

1. 感染予防対策の徹底	・・・P2
2. 感染者発生後の対応	・・・P4
3. 感染者および濃厚接触者の出社再開時期	・・・P7

【付録】

(付録1) 新型コロナウイルス感染症の感染確認およびその後の対応フローについて	・・・P8
(付録2) イラストで分かる！外出時の注意点	・・・P9
(付録3) コロナウイルス感染症専用窓口	・・・P17
(付録4) マスクの着用ポイント	・・・P19
(付録5) スマートフォンの消毒・除菌の方法	・・・P20

【別紙（様式）】

【様式1】行動確認表

【様式2】濃厚接触者情報確認表

【様式3】感染者および濃厚接触者の健康状況確認表

改訂履歴

- ・2020年5月13日第2版 改訂
- ・2020年4月28日第1版 作成

1. 感染予防対策の徹底

(1) 従業員に感染予防策を要請する

①手洗い、手指のアルコール消毒、うがい、マスクの着用、咳エチケット等の衛生管理の徹底

※公共交通機関での通勤時はマスクを着用すること(コロナウイルスは目・口・鼻などの粘膜から感染することから、できればメガネも着用すること)。

②体温の測定と記録

※手洗い、手指のアルコール消毒、うがい、検温は入社時・他事業所への入館時・外出からの帰社時に必ず行うこと。

(検温は入社前に自宅でも行い、その時に 37.5℃以上の場合は上司に連絡の上、出社を控えること)

③免疫力を高めるため、十分な睡眠時間、栄養の確保を通常以上に意識すること。

④手で持って操作する携帯電話のボタン、スマートフォン・タブレットの画面はウイルスが付着しやすく、材質のステンレスやプラスチックの表面ではウイルスの生存期間も2～3日と長い場合、操作前に消毒や除菌を行い、操作後も手洗い、手指のアルコール消毒を行うこと(※1)。

※1：スマートフォンの消毒・除菌の方法については巻末参照

(2) 通常の業務遂行ができない体調不良の場合

通常の業務を遂行することが困難と思える、下記1)～4)のような体調不良があれば、上司へ連絡し、出社を控えること。

◆(参考)社員の健康状態のモニタリング

- 1) 発熱等の風邪の症状がある場合
- 2) 発熱が無くても体調不良の兆候が見られる場合
- 3) 社内で勤務中に発熱した場合は、マスクを着用させた上で帰宅させること。
- 4) 自宅待機後3日以内に解熱した場合
 - ・職場に復帰させるタイミングの目安は、各種薬剤の内服の無い状態で発熱、咳、喀痰(痰が出る)、下痢、全身倦怠感等が消失してから48時間以降が望ましい。
 - (症状が消失した日を0日として、3日目からの復帰)

(3) 新型コロナへの感染が心配な場合

以下の1)～3)の症状のいずれかに該当する場合には、上司への連絡及び、すぐに各都道府県に設置の新型コロナウイルス感染症専用窓口(※2)へ問い合わせること。

- 1) 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある
- 2) 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状がある

※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

- 3) 上記以外の方で発熱や咳等、比較的軽い風邪の症状が続いている

(症状が4日以上続く場合は必ず相談すること。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合にはすぐに相談すること。解熱剤等を飲み続けなければならない方も同様)

・妊婦の方について

重症化しやすい方と同様、早めに上記新型コロナウイルス感染症専用窓口へ相談

すること。

- ・お子様をお持ちの方について

小児については、小児科医による診察が望ましく、下記新型コロナウイルス感染症専用窓口やかかりつけ小児医療機関に電話等で相談すること。

- ・なお専用窓口の電話がつかない場合は、かかりつけ医、あるいは近くの病院に電話で相談すること。
- ・専用窓口や医師に相談した場合は、相談直後にその結果を上司に連絡すること。
- ・PCR 検査やレントゲン撮影を行うことになった場合は、その旨を上司に連絡し、結果についても上司に速やかに報告すること。

※2：新型コロナウイルス感染症専用窓口については巻末参照

(4) (2) (3) により出社を控えた従業員に対する取り扱い

体調不良に起因するものであるので、病欠扱いとし、欠勤扱いあるいは本人の申し出により有給休暇とする。

[参考]

- 1) 本人が発熱で会社を休んだ場合

- ① コロナウイルスに罹患：指定感染症として欠勤扱い

⇒ 欠勤期間の給与支払いはしないが、社会保険加入者は傷病手当金の請求が可能。この場合、3 日間の待期期間ののち 4 日目から支給される。

(待期期間の給与支払は無いが、本人の申し出により有給休暇の取得は可能)

- ② 通常の風邪等の場合：感染の疑いがあり欠勤扱い

⇒ 給与・賞与規定第 22 条に基づき休業手当を支給

(本人の申し出により有給休暇の取得は可能)

- 2) 同居の家族が発熱で会社を休んだ場合

家族がコロナウイルスに罹患及び通常の風邪等の場合とも：欠勤扱い

⇒ 給与・賞与規定第 22 条に基づき休業手当を支給

(本人の申し出により有給休暇の取得は可能)

※休業手当支給とする場合は、病院の領収証等受診が分かる書類(家族・本人とも通院しなかった場合は理由書)を提出すること

※年次有給休暇を取得する場合は、通常の病欠扱いとするため、書類提出は不要

(5) 事業所内での感染予防

- ① 出勤時、トイレ使用後、食事前、食堂、会議室等への入場時は手洗い、手指の消毒を行うこと。

- ② 食事の際は、話をせずに黙って食事をする。

- ③ 不要不急の会議・イベントは、延期・中止すること。実施する場合は、換気、消毒、メンバーの厳選、会議時間の短縮、席の間隔を確保(目安：前方 2 m、横 1 m)すること。

※お客様からの要請があった場合を除き、不要不急の外出・出張は控えること。

(訪問時は必ずマスクを着用し、帰社後はうがい・手洗い・手指の消毒を実施すること)

- ④ 業務中はマスクを正しい方法で着用し、マスクが無い時に咳をする場合には、ティッシュ・ハンカチや袖などで口や鼻を被覆すること(※3)。

- ⑤ 通常の清掃に加え、水と洗剤を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、

テーブル、イス、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等の人がよく触れるところのふき取り清掃を定期的実施すること。

(タイムレコーダーのモニター、電話機の受話器・ボタン、テレビの電源スイッチやリモコン、給茶機のボタン、共有パソコンや共有タブレット、複合機のモニター、加工機械のモニター等も不特定多数の人が触れるので、拭き取り清掃を定期的実施すること)

- ⑥自分のいる建屋以外へ移動することは極力避け、特別急ぎでない要件等は、まとめて連絡する等の配慮を行うこと。(できるだけ電話・メールを利用)
- ⑦外部の方との接触は、必ず検温・マスクの着用・手指の消毒をしてもらってからの対応を徹底すること。(マスクを着用していない方とは接触しないこと)
- ⑧来客時は極力玄関等で用件を済ませること。なお、緊急事態であることを理解し、できるだけ言葉は交わさず、話をする場合は距離を取って話をする事。
- ⑨設備等のメンテナンスでやむを得ず業者が社内で作業をしなければならない場合は、入館の際に検温の上、入館記録表に記入し、マスクの着用・手指を消毒してからの入館を徹底すること。なお、その際に対応する従業員は、入館者に他の異常(咳・喉の痛み・強いだるさ(倦怠感)等)も無いか確認すること。
- ⑩外部の方との打合せは、電話・メール・テレビ会議を基本として、対面での打合せはしないこと。
- ⑪各拠点にまたがる会議・打合せについては、拠点間移動をして集まることは極力避け、テレビ会議を基本とすること。
- ⑫可能な限り、【3つの密(密閉・密集・密接)】の状況を作らないこと。
- ⑬手洗い・うがいは休憩時間には必ず実施し、できれば1時間に1回程度実施すること。
- ⑭事務所、会議室、作業場等を定期的に室内換気すること。
- ⑮食事・休憩時等はできるだけ席の間隔を空けて座ること。
- ⑯食事・休憩時等に携帯電話・スマートフォン・タブレット等を操作する場合は、操作前に消毒や除菌を行い、操作後も手洗い、手指のアルコール消毒を行うこと。

※3: マスクの着用ポイントについては巻末参照

(6) 感染発生に備えた行動履歴の記録 (★様式1「行動確認表」を用いること)

感染が発覚した場合、発生日までの過去14日間の行動履歴と濃厚接触者を確認する必要があるため、日次の業務内で前日の行動履歴を記録しておくこと。

※なお、後で自分の行動履歴が判るようにするため、会社だけでなく、プライベートでの行動も何らかの媒体に記録しておくこと。

(上記、「行動確認表」に記入しても可)

2. 感染者発生後の対応

(1) 発生時(①発生～従業員帰宅指示)

①発生の情報: 会社(上司)には感染者本人 および 保健所から連絡が入る。

上司は速やかに本社総務部および安全衛生メーリングリスト(※)に連絡すること。

電話: [REDACTED]

※安全衛生メーリングリスト: [REDACTED]

保健所の担当者氏名、連絡先を確認しておくこと(以降、終了までやり取りが続く)

②感染者から: 症状発症日、接触者のヒヤリング → 濃厚接触者の特定のため

感染者から、①体調不良が始まった日(以降、症状発症日と記載)

②症状発症日以降に出勤していた場合、接触（打合せ、近接しての作業等）した従業員、顧客、関係者等の所属・氏名

をヒヤリングすること。症状発症日については、保健所にも確認すること。

④関係者の速やかな自宅待機指示：期間は、濃厚接触者の特定、必要であれば消毒が終了するまで

「感染者の就労している居室の従業員」および「症状発症日以降に感染者と接触があったと思われる従業員」は速やかにマスク着用の上で帰宅させ、自宅待機させること。自宅待機中は上司と連絡が取れるように伝えておくこと。

⑤関係者の健康チェック

上記④で帰宅させる際に、その時点での健康状態を確認すること。症状が有れば、症状発症日を確認すること。

（２）発生時（②本人に行動履歴確認～会社の対応を保健所に確認）

①感染者からヒヤリング：行動、接触者の情報（★様式１「行動確認表」を用いること：行政関係以外には開示しない）

「症状発症日から最終出社日まで」および「症状発症日までの過去 14 日間」についての行動・接触者を確認すること。なお、日数のカウントは「症状発症日を 0 日目」とする。

※「症状発症日から最終出社日まで」：濃厚接触者の特定のため

※「症状発症日までの過去 14 日間」：顧客等から接触の有無の確認を求められることがあるため

②保健所に対して：現場確認を求める

上記（１）①で保健所から第一報が入った際、来社してもらうよう要請し、可能ならその場で日時を確定させること。

③保健所の来訪：現場確認、濃厚接触者の特定、消毒の範囲の確認

感染者の就労場所、立ち寄った場所を案内し、上記①のヒヤリング内容について説明すること。保健所には、「濃厚接触者の特定」「消毒範囲」「居室の利用再開時期」を確認すること。

④保健所への情報提供：濃厚接触者については保健所が 14 日間健康をチェックするので、★様式２「濃厚接触者情報確認表」を用いること

濃厚接触者の「氏名」「住所」「電話番号」「健康状態」の情報を提供すること。

濃厚接触者の PCR 検査の実施の連絡等は、保健所から本人に直接コンタクトがある。なお、濃厚接触者の居住住所が、情報提供した保健所の所管地域外の場合は、保健所間の連携により情報が共有され、PCR 検査を実施する場合は、居住地域を所管する保健所が濃厚接触者にコンタクトする。

※PCR 検査の対象者：濃厚接触者の内、保健所等の判断で検査の要否が確定される。

【参考】濃厚接触者について

「濃厚接触者」とは「患者（確定例）」が発病した 2 日前に遡り、接触した者の内、次の範囲に該当する者（国立感染症研究所感染症疫学センターの定義より抜粋）
＜事務局 注＞症状発病日は、日でカウントされる（夜に発症した場合でも、午前中に接触していれば、濃厚接触者となる）。

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（社内、航空機内を含む）があった者
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染

物質に直接接触した可能性が高い者

＜事務局 注＞他社事例では、握手や物の受け渡しも含まれている。

- ・手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（1m 程度）で、必要な感染予防策無しで 15 分以上「患者（確定例）」と接触があった者

◆濃厚接触者の例

- 【1】 社員 A は 2/7 より発熱を認め、2/10 に新型コロナウイルス感染症と診断された。
社員 B は 2/8 に社員 A と二人きりで 1 時間の打合せを行った。その際の両者の距離は 1.5m 程度であった。

⇒ この場合は社員 B を濃厚接触者と考える。

- 【2】 社員 C は 2/15 勤務中に具合が悪くなり、社員 D に付き添われて同日夕方に医療機関を受診した。
翌日、2/16 に検査結果が出て、新型コロナウイルス感染症と診断され入院となった。
付き添いの際に社員 D はマスクを着用していなかった。

⇒ この場合は社員 D を濃厚接触者と考える。

（３）発生時（③その他）

①消毒

保健所の指示の範囲について消毒を実施すること。消毒にはアルコール（消毒用アルコール（70%））、又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）を使用すること。

消毒する場合には、近くに従業員がいる場合には、予め説明すること。

なお、感染者発生に備えて予め、消毒してくれる業者（※）を探しておくこと。

※当社の場合、本社・八木工場・京都工場は [] にて対応

②濃厚接触者の行動履歴の調査：陽性反応が出た場合、濃厚接触者を特定するため

（★様式 1 「行動確認表」を用いること：行政関係以外には開示しない）

- ・無症状の者：「感染者が発症した日までの過去 14 日間」の行動・接触者を確認すること。
- ・症状がある者：感染者が発症した日以前に症状が出ていた場合は、「濃厚接触者本人の症状が出た日までの過去 14 日間」の行動・接触者を確認すること。

※顧客等から濃厚接触者との濃厚接触の確認を求められることがあり、その場合は口頭で返答すること。

③自宅待機範囲の縮小

濃厚接触者が確定され、消毒を実施（必要な場合）したところは、自宅待機を解除すること。

④濃厚接触者の体調確認と保健所への結果送付 （★様式 3 「感染者および濃厚接触者の健康状況確認表」を用いること）

毎日、濃厚接触者の体調を確認し、保健所にメールで送付すること。

※対象者には、会社への報告時間を時刻を決めて連絡しておくこと。

体調不良者については、保健所から 2.（2）④の連絡先に直接本人に確認の連絡が入る。

※感染者の体調は、保健所が本人（入院していない場合）か病院から入手していると思われるが、会社から報告する必要があるか保健所に確認しておくこと。

⑤濃厚接触者の PCR 検査

保健所あるいは本人から PCR 検査実施の連絡があれば、「検体採取日」と「結果判明

日」を確認すること。

なお、保健所から PCR 検査実施の情報を入手した場合は、検査対象者に連絡し、保健所からの連絡の有無を確認する。翌日以降、連絡が無い場合は保健所への連絡を指示すること。

※会社所轄以外の居住地保健所が検査する場合、①連絡が上手くいっていない、②居住地保健所の判断で実施しないため、連絡が遅れることがある。

⑥社内への情報提供

感染者の発生に関連する情報(消毒の日程・範囲、就業場所の一次閉鎖等)に対し、従業員への情報の提供をプライバシーへの配慮の上、迅速に行うこと。

(4) 業務継続

政府・自治体による事業所の閉鎖が指示・勧告された場合、あるいは、事業所内に於ける流行拡大により自社判断で事業所の閉鎖(又は一部閉鎖)を行う場合、各部門においては、最低限の継続必須担当部門においてのみ業務を行うこと。

3. 感染者および濃厚接触者の出社再開時期

(1) 濃厚接触者

感染者と最後に接触してから **14 日間経過後**、出社可能とする。

※カウント方法：最終接触日の翌日から 14 日間

※濃厚接触者の自宅待機中は休業手当（休業前 3 か月の平均賃金の 60%）を支給するが、本人の申し出により有給休暇の取得も認める。

(2) 感染者

①入院した場合

PCR 検査 2 回連続の陰性で退院となる。その後 **7 日間は自宅療養**となる。なお、主治医が 7 日以上 of 自宅待機を求めた場合は、その指示に従うこと。

退院後 **1 か月間は様式 3「感染者および濃厚接触者の健康状況確認表」を用いて健康観察**を実施すること。

②自宅療養の場合

上記と同様、医師や保健所の指導に則り、療養すること。

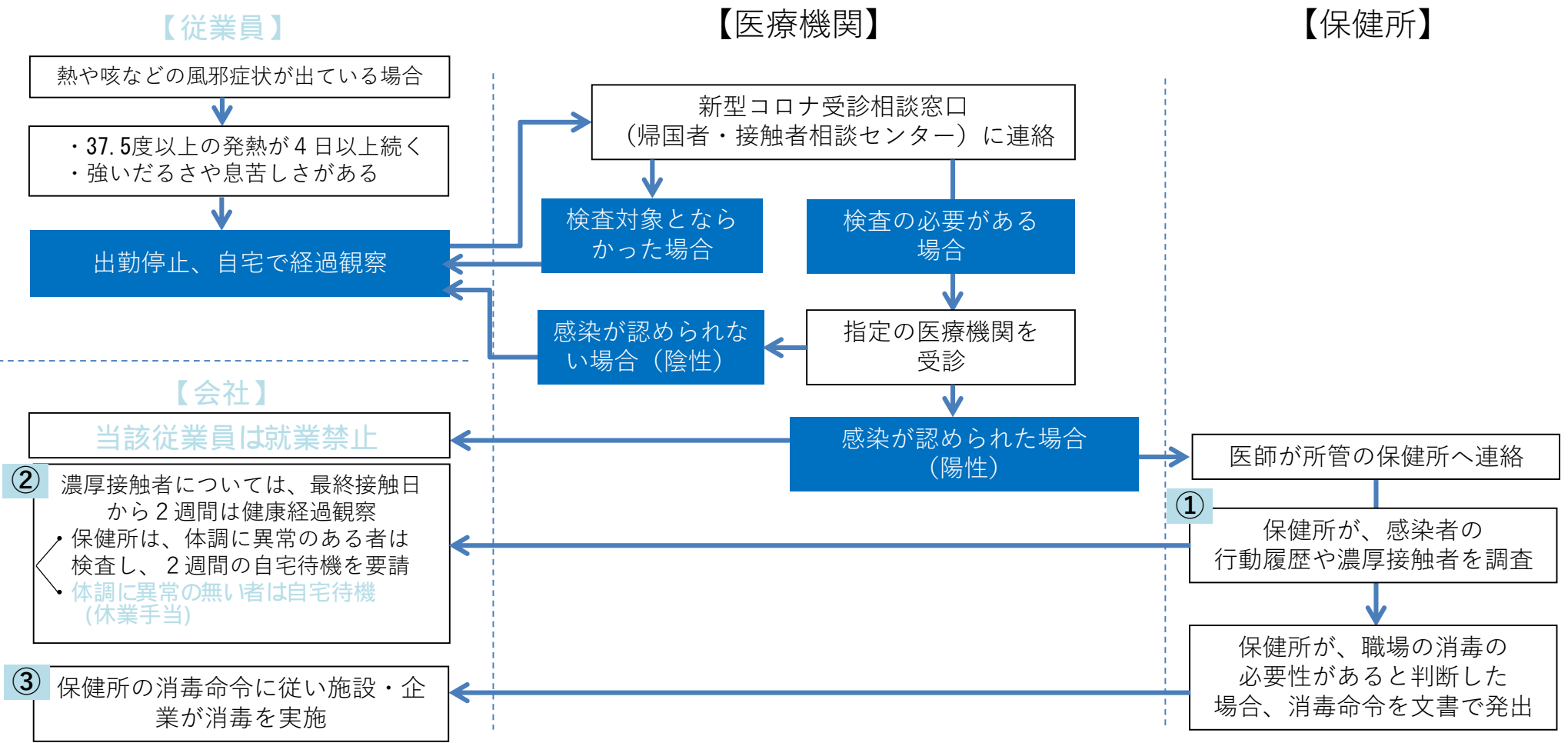
※感染者の入院期間中、自宅療養中は指定感染症として欠勤扱いとする。

⇒ P3「(4)(2)(3)により出社を控えた従業員に対する取り扱い」の「1)本人が発熱で会社を休んだ場合」における「①コロナウイルスに罹患」の項を参照

以上

新型コロナウイルス感染症の感染確認およびその後の対応フローについて

2020年4月23日
(第1版)

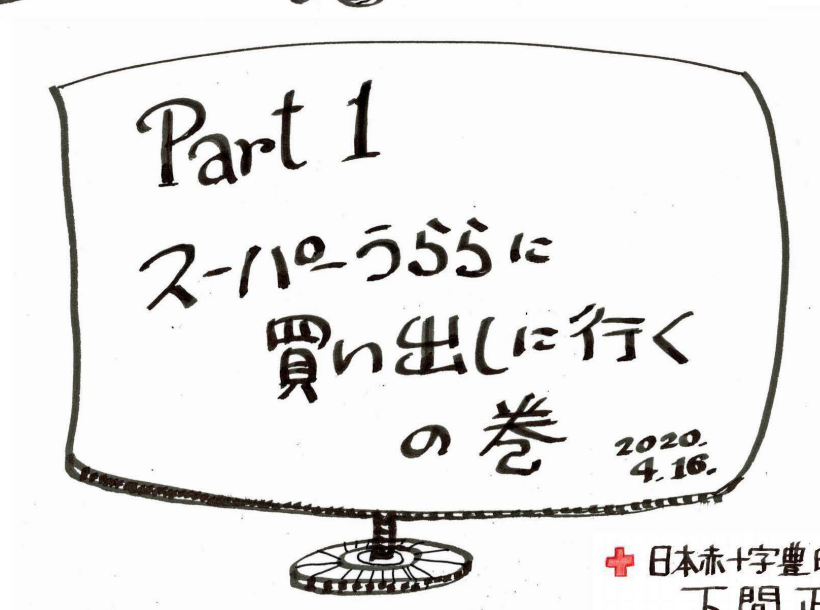


①最初は感染者の居住地の保健所に連絡が入り、勤務先等について聞き取り調査が実施される。その後、居住地の保健所から勤務先の管轄の保健所に対し、疫学調査を依頼。

②保健所職員が濃厚接触者の特定を行う。濃厚接触者全員を自宅待機とさせるかについては、各事業者の判断による。

③保健所が必要と判断した場合、事業所の消毒（必要な範囲および使用する薬剤と方法）を命令。消毒作業は専門業者が必要な場合もあれば、自力で対処可能な場合もあり、保健所の命令の内容による。

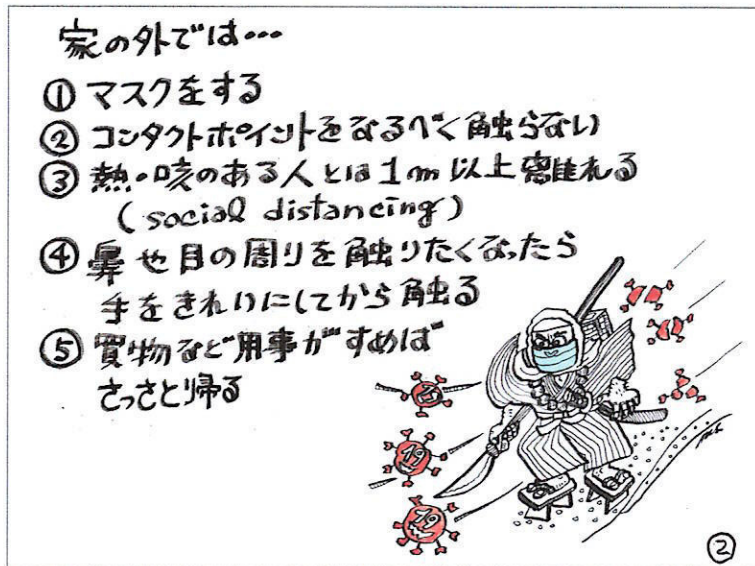
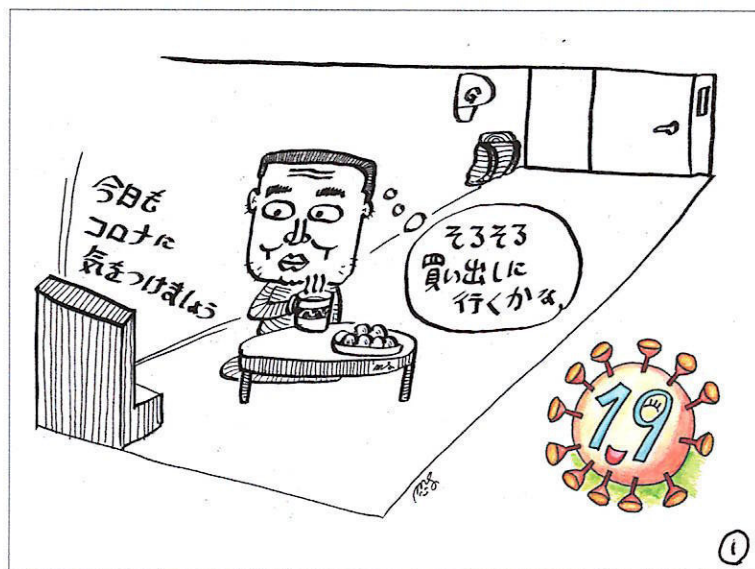
コロナvs源さん

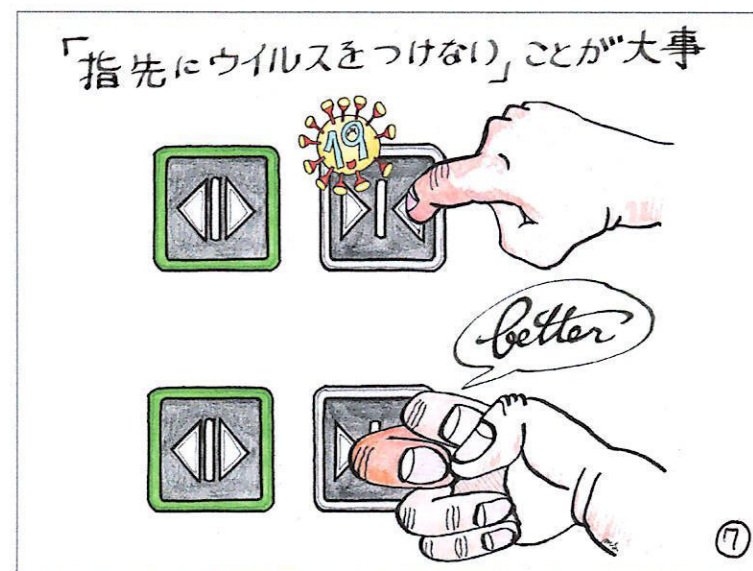
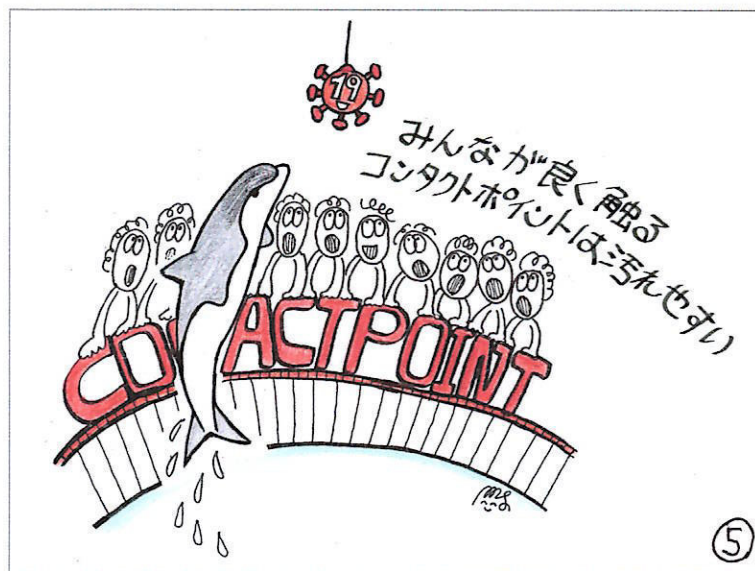


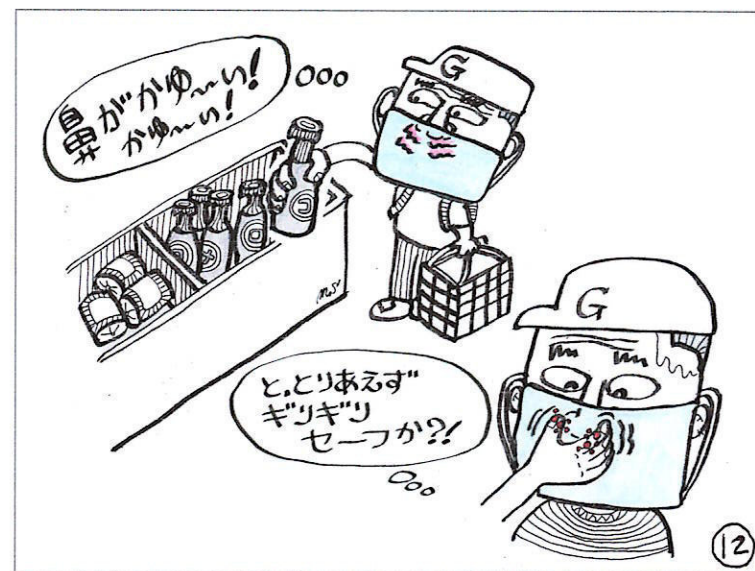
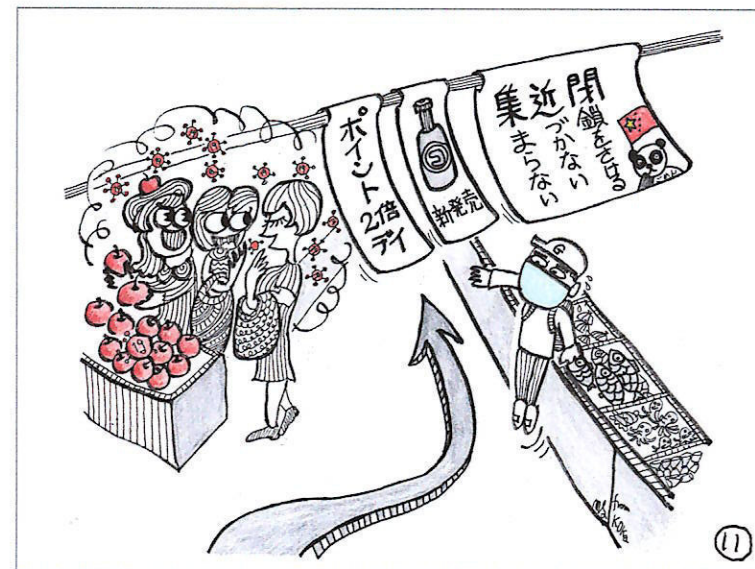
✚ 日本赤十字豊田看護大学
下間正隆
Infection Control Doctor

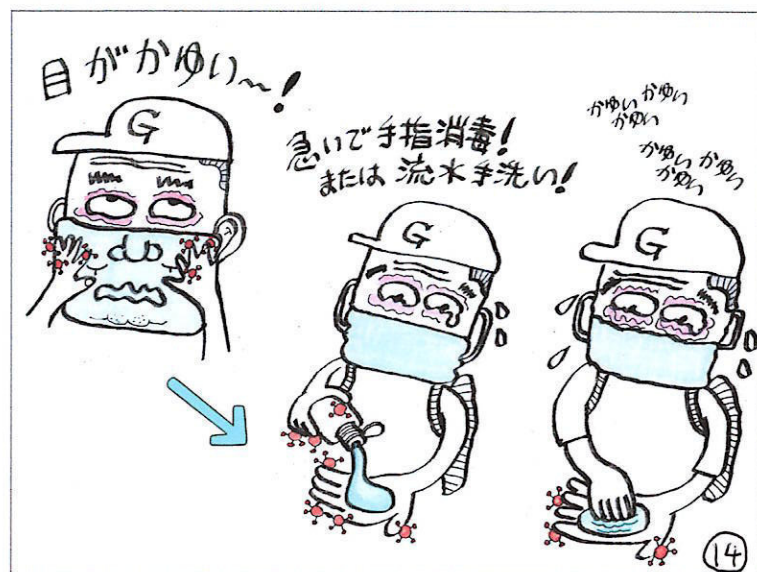
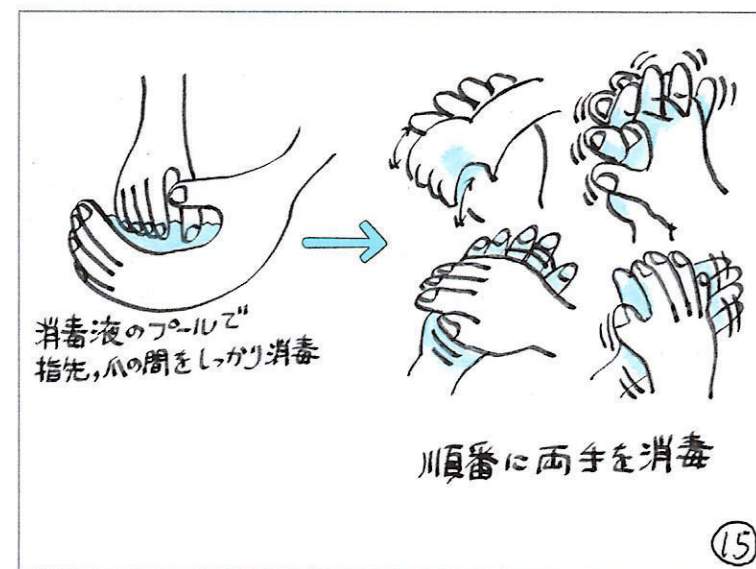
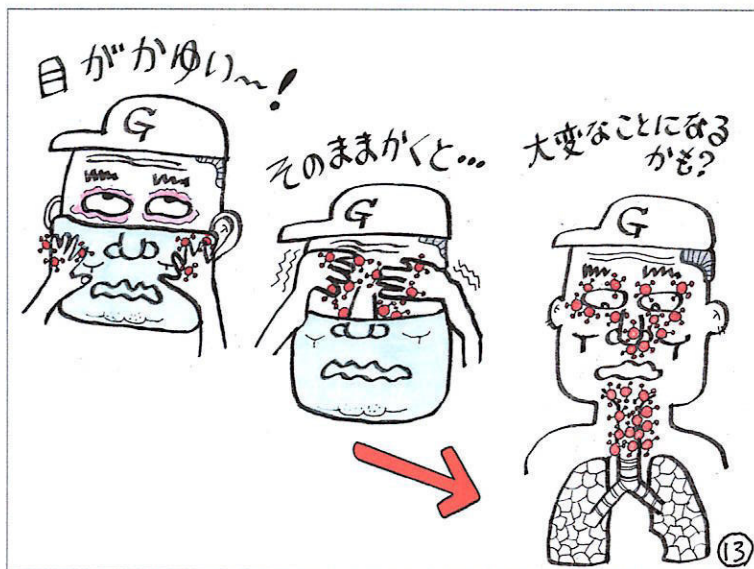
©下間正隆

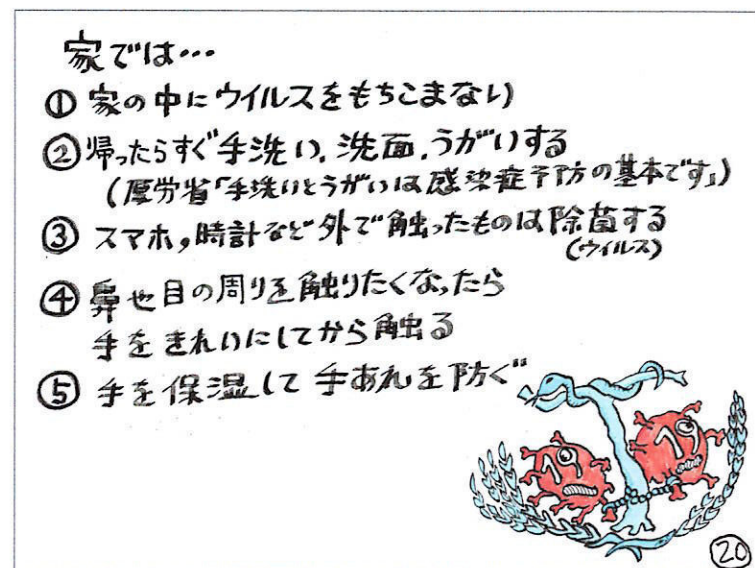
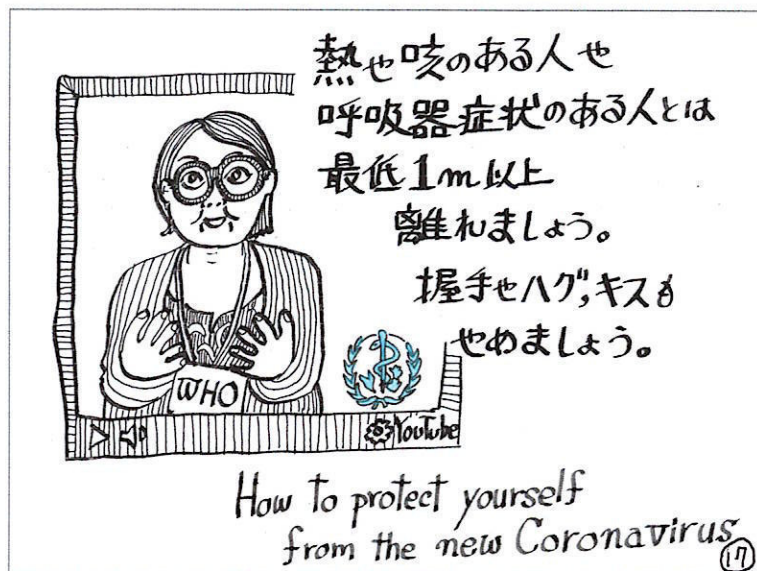
【編集部から】新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の感染拡大を受けて緊急事態宣言が発令され、外出自粛が求められる事態となっている。とはいえ、食品をはじめとする必需品の購入など、生活を維持するために必要な外出は可能だ。数少ない外出機会にSARS-CoV-2に感染しないためには、どうすればよいのか。日本赤十字豊田看護大学教授の下間（しもつま）正隆氏が、外出の際に注意すべきポイントをストーリー仕立てでまとめてくれた。

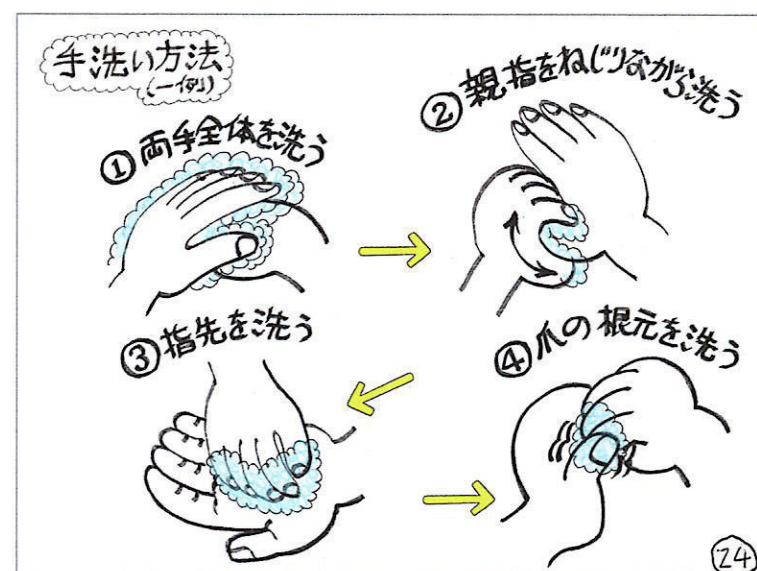
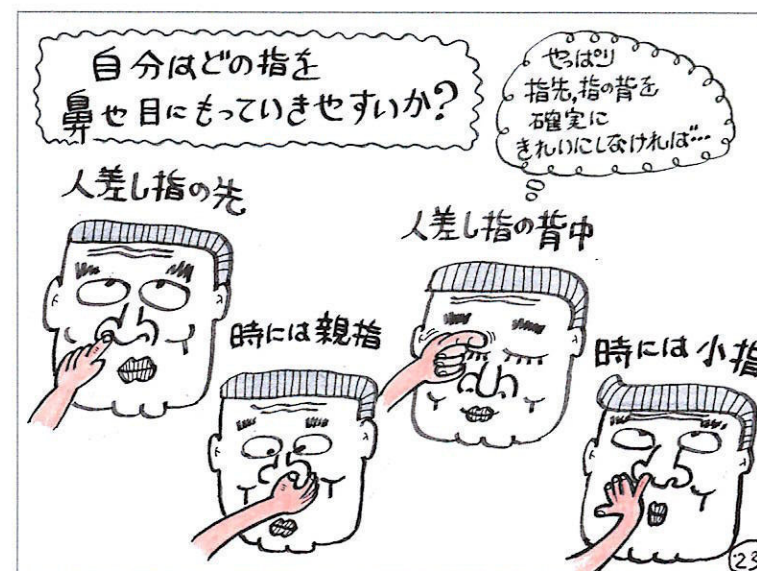














下間正隆 (しもつま・まさたか)

日本赤十字豊田看護大学学術情報センター・図書館長、同大学教授。愛知県豊田市の高齢者介護施設におけるイラストで理解する感染対策マニュアル作成に従事。前職は京都第二赤十字病院感染制御部部長。著書に『イラストみんなの感染対策』『ホスピタル クリーニング (絵本)』など。

関連タグ

呼吸器内科 感染症 インフルエンザ 呼吸器感染症 呼吸器疾患全般 感染症全般
新型コロナウイルス感染症 新興感染症 肺炎

おすすめ記事

新型コロナ対策でマスク推奨すべきか | 医療ニュース | Medical Tribune
2020.04.21

(付録 3)コロナウイルス感染症専用窓口

[専用相談窓口、帰国者・接触者相談センター情報]

◆京都府（2020 年 5 月 13 日現在で更新無し）

居住地域	相談窓口	電話連絡先	受付時間
京都市	京都市役所	075-222-3421	平日・土日・祝日 24 時間対応
京都市以外 (以下 7 保健所管内)	京都府庁	075-414-4726	平日・土日・祝日 24 時間対応
向日市、長岡京市、大山崎町	乙訓保健所	075-933-1153	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分
宇治市、城陽市、八幡市、 京田辺市、久御山町、 井手町、宇治田原町	山城北保健所	0774-21-2911	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分
木津川市、笠置町、和束町、 精華町、南山城村	山城南保健所	0774-72-0981	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分
亀岡市、南丹市、京丹波町	南丹保健所	0771-62-2979	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分
福知山市	中丹西保健所	0773-22-6381	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分
舞鶴市、綾部市	中丹東保健所	0773-75-0806	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分
宮津市、京丹後市、 伊根町、与謝野町	丹後保健所	0772-62-4312	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分

引用元： <https://www.pref.kyoto.jp/kentai/news/novelcoronavirus.html>

◆東京都（2020 年 5 月 13 日現在で更新無し）

所在地	相談窓口	電話連絡先	受付時間
小金井市	多摩府中保健所	042-362-2334	平日 9 時 00 分から 17 時 00 分
都・特別区・八王子市・町田市 合同電話相談センター		03-5320-4592	平日 17 時から翌 9 時 土日祝日は終日

引用元： <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronasodan.html>

◆滋賀県（2020年5月1日更新）

相談窓口		電話連絡先	受付時間
滋賀県健康医療 福祉部相談センター	草津保健所	077-528-3621	平日・土日・祝日 24時間対応
	甲賀保健所		
	東近江保健所		
	彦根保健所		
	長浜保健所		
	高島保健所		
大津市保健所		077-526-5411	平日・土日祝日、 8時40分から20時
		080-2409-1856	平日・土日祝日、 夜間20時～翌8時40分

引用元：<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/yakuzi/310356.html>

◆大阪府（2020年4月24日更新）

相談窓口	電話連絡先	受付時間
大阪府池田保健所	06-7166-9911	平日・土日・祝日 24時間対応
大阪府茨木保健所		
大阪府守口保健所		
大阪府四條畷保健所		
大阪府藤井寺保健所		
大阪府富田林保健所		
大阪府和泉保健所		
大阪府岸和田保健所		
大阪府泉佐野保健所		
大阪市保健所	06-6647-0641	
堺市保健所	072-228-0239	
高槻市保健所	072-661-9335	
東大阪市保健所	072-963-9393	
豊中市保健所	06-6151-2603	
枚方市保健所	072-841-1326	
八尾市保健所	072-994-0668	
寝屋川市保健所	072-829-8455	
吹田市保健所	06-7178-1370	

引用元：<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona-denwa.html>

※一般的な相談は、各自治体のホームページ等を確認ください。

(付録 4)マスクの着用ポイント

正しく着用しないと効果が半減するため、以下のポイントを守り、正しく着用すること

- 1.ゴムひもで固定し、鼻、口、顎を覆う。特に鼻と口の両方を確実に覆うこと。
- 2.鼻の部分を押さえてフィットするよう調節すること。
- 3.隙間がないように調整すること。

【参考】正しい手洗いおよびマスクの着用含む咳エチケット

!

感染症対策

へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう

1

流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2

手の甲をのばすようにこすります。

3

指先・爪の間を念入りにこすります。

4

指の間を洗います。

5

親指と手のひらをねじり洗います。

6

手首も忘れずに洗います。

石けんを洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう

マスクがない時

とっさの時

何もせずに咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを手でおさえる

マスクを着用する(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用

1

鼻と口の両方を確実に覆う

2

ゴムひもを耳にかける

3

隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索

19

(付録5)スマートフォンの消毒・除菌の方法

- ・アルコール、エタノールを使わずにスマートフォンを消毒する方法

[手順1]

マイクロファイバー布にせっけん水を染み込ませる。

[手順2]

電源を切り、ケーブル類を抜いたスマートフォンを、せっけん水を染み込ませたマイクロファイバーやメガネ拭き等のやわらかい布で優しく拭く。
この時、イヤホンジャックやスピーカー穴などに水分が入らないように気を付ける。

[手順3]

乾いたやわらかい布でスマートフォンに残った水分を十分に拭き取り、乾燥させる。

以上。

【参考HP】

[iPhone修理のダイワ]スマホの正しい消毒方法まとめ iPhone除菌で新型コロナ対策！
https://www.iphone-d.jp/store/umeda_store/blog/10175.php

本内容は一般的な対応内容のため、詳細は各自お持ちのスマートフォンの各種メーカーHP等にて情報ご確認の上、以下の情報もご活用ください。

[Apple HP]iPhone のお手入れをする

<https://support.apple.com/ja-jp/HT207123>

[SHARP HP]スマートフォン・携帯電話機のクリーニングについてのお知らせ

<http://k-tai.sharp.co.jp/support/info/info038.html>

[おたすけスマホ情報サイト -Appliv]スマホの正しい除菌方法

各メーカー、専門家の見解まとめ 【iPhone/Android】

<https://mag.app-liv.jp/archive/127238/>